

## 北大阪急行線延伸関係者会議規約（案）

（名称）

第1条 本会議は、北大阪急行線延伸関係者会議（以下「会議」という。）と称する。

（目的）

第2条 北大阪急行線延伸計画（以下「延伸計画」という。）の事業化に向け、更なる検討を進め、関係者の合意形成を図ることを目的とする。

（構成）

第3条 会議は、別表に掲げる委員により構成する。

（検討事項）

第4条 会議は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 整備計画案の精査
- (2) 事業主体の決定
- (3) 事業スキームの決定
- (4) 整備効果の検証
- (5) まちづくりとの連携
- (6) 前各号に掲げるもののほか、北大阪急行線延伸に関すること

（運営）

第5条 委員は、必要に応じ、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

2 会議を円滑に進めるため、会議のもとに幹事会を置く。

3 会議は事務局が招集する。

（事務局）

第6条 会議には事務局を置き、大阪府都市整備部交通道路室都市交通課及び箕面市地域創造部北大阪鉄道延伸課がその任にあたる。

（その他）

第7条 この規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、幹事会に諮り決定するものとする。

附 則

この要綱は、平成22年 月 日から施行する。

別表

	氏名	職名
委員	橋下 徹	大阪府 知事
委員	倉田 哲郎	箕面市 市長
委員	角 和夫	阪急電鉄株式会社 代表取締役社長
委員	鬻 恒三	北大阪急行電鉄株式会社 代表取締役社長
オブザーバー	平嶋 隆司	国土交通省 近畿運輸局 企画観光部長
オブザーバー	豊田 伸二	国土交通省 近畿運輸局 鉄道部長

## 北大阪急行線延伸関係者会議幹事会 設置要綱

(名 称)

第1条 本会議は、北大阪急行線延伸関係者会議幹事会（以下「幹事会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 北大阪急行線延伸計画（以下「延伸計画」という。）の事業化に向け、関係各団体のトップが参加する「北大阪急行線延伸関係者会議」を開催することを目的とする。

(構 成)

第3条 幹事会は、別表に掲げる委員により構成する。

(運 営)

第4条 幹事会には、出席委員の互選による座長を置き会議を進行する。

2 幹事会を円滑に運営するため、幹事会のもとにワーキンググループを置く。

3 委員は、必要に応じ、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第5条 幹事会に事務局を置き、大阪府都市整備部交通道路室都市交通課及び箕面市地域創造部北大阪鉄道延伸課がその任にあたる。

2 事務局は、幹事会を招集する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、幹事会の運営等に関し必要な事項は、幹事会に諮り決定するものとする。

附 則

この要綱は、平成22年5月12日から施行する。

別表

	氏名	職名
委員	大森 浩一	大阪府 都市整備部 交通道路室 都市交通課長
委員	伊藤 哲夫	箕面市 副市長
委員	具田 利男	箕面市 市長政策室長
委員	小泉 正己	箕面市 地域創造部長
委員	上村 正美	阪急電鉄株式会社都市交通事業本部都市交通計画部長
委員	松本 敬史	北大阪急行電鉄株式会社 常務取締役 鉄道部長
オブザーバー	浪越 祐介	国土交通省 近畿運輸局 企画観光部 交通企画課長
オブザーバー	川崎 廣	国土交通省 近畿運輸局 鉄道部 計画課長
オブザーバー	山口 勝彦	国土交通省 近畿運輸局 鉄道部 監理課長